

別 表

第3条関係：1会員当たりの助成台数

会員に対する会費請求台数	※助成台数
10台まで	2台(3台)
30台まで	4台(5台)
100台まで	8台(10台)

※()内はGマーク取得事業者の助成台数

但し、ハイブリッド車・電気車・燃料電池車については、上段に次を加えるものとする。

会員に対する会費請求台数	助 成 台 数
101台を超える場合	101台を超える20台毎に1台加算

◎ 第7条関係：1台当たりの助成交付額(※車種に関係なく一律)

令和2年4月以降の「標準的な運賃」を運輸支局へ届出している事業者の場合

○環境対応型ディーゼル車

車 種	助 成 額	内 訳
事業用貨物自動車 ※軽自動車を除く	30,000円	ディーゼル車の新規登録車両

○天然ガス車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

区 分	助 成 額	内 訳
小型	122,000円	全ト協 122,000円 埼ト協 —
中型	459,000円	全ト協 459,000円 埼ト協 —
大型	1,000,000円	全ト協 1,000,000円 埼ト協 —

○ハイブリッド車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

区 分	助 成 額	内 訳
小型	193,000円	全ト協 97,000円 埼ト協 96,000円
中型	670,000円	全ト協 335,000円 埼ト協 335,000円
大型	1,000,000円	全ト協 600,000円 埼ト協 400,000円

○電気車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

車 種	助 成 額	内 訳
小型	600,000円	全ト協 300,000円 埼ト協 300,000円

○燃料電池車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

車 種	助 成 額	内 訳
小型	600,000円	全ト協 300,000円 埼ト協 300,000円

※電気車、燃料電池車においては、中小企業のみ対象

1会員当たりの助成台数並びに助成金額

1会員からの申請数が、交付要綱第3条3に定める年度毎の助成台数を超える場合は、全ト協分については、全ト協の定めた額を助成するものとする。埼ト協分については、助成はないものとする。

令和2年4月以降の「標準的な運賃」を運輸支局へ届出していない事業者の場合

○天然ガス車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

車 種	助 成 額				
小型	122, 000円	全ト協	122,000 円	埼ト協	—
中型	459, 000円	全ト協	459,000 円	埼ト協	—
大型	1, 000, 000円	全ト協	1,000,000 円	埼ト協	—

○ハイブリッド車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

車 種	助 成 額	内 訳			
小型	97, 000円	全ト協	97,000 円	埼ト協	—
中型	335, 000円	全ト協	335,000 円	埼ト協	—
大型	600, 000円	全ト協	600,000 円	埼ト協	—

○電気車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

車 種	助 成 額	内 訳			
小型	300, 000円	全ト協	300,000 円	埼ト協	—

○燃料電池車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

車 種	助 成 額	内 訳			
小型	300, 000円	全ト協	300,000 円	埼ト協	—

※電気車、燃料電池車においては、中小企業のみ対象

※ハイブリッド車、電気車、燃料電池車について埼ト協の助成を受ける場合は、速やかに「標準的な運賃」を運輸支局へ届出後に、登録前申請の提出をお願いします。

※ハイブリッド車、電気車、燃料電池車については、事前申請書類を提出後に追加で令和2年4月以降の「標準的な運賃」の運輸支局へ届出をした場合でも、遡って埼ト協分の助成を受けることはできません。